⑵　（控除）自己収入等			
福祉医療貸付事業収入	△ 44,818		
経営指導事業収入	△ 48		
福祉保健医療情報サービス事業収入	△ 4		
退職手当共済事業収入	△ 55,185		
心身障害者扶養保険事業収入	△ 20,746		
年金担保貸付事業収入	△ 1,327		
労災年金担保貸付事業収入	△ 18		
承継債権管理回収業務収入	△ 26,982		
財務収益	△ 12		
雑益	△ 27		
貸倒引当金戻入益	△ 217	△ 149,389	
業務費用合計			30,397
Ⅱ　損益外減価償却相当額			8
Ⅲ　損益外除売却差額相当額			9
Ⅳ　引当外賞与見積額			7
Ⅴ　引当外退職給付増加見積額			17
Ⅵ　機会費用			
政府出資等の機会費用			541
Ⅶ　（控除）法人税等及び国庫納付額			
国庫納付額			△ 28
Ⅷ　行政サービス実施コスト			30,952

注記

1．重要な会計方針

独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解（平成27年１月27日改訂）並びに独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関するＱ＆Ａ（平成28年２月改訂）(以下、「独立行政法人会計基準等」という。)を適用して、財務諸表等を作成しております。

ただし、独立行政法人会計基準第43（注解39）の規定については、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成26年法律第66号）附則第８条により経過措置を適用していることから、経過措置終了まで現行セグメント区分に基づくセグメント情報の開示を行っております。

⑴　運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動は運営費交付金財源と期間的に対応していると考えられるため、管理部門の活動に限り、期間進行基準を採用しております。

【会計方針の変更】

（運営費交付金収益の計上基準）

前事業年度まで費用進行基準を採用しておりましたが､独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、当事業年度より、業務達成基準を採用しております。また、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動は運営費交付金財源と期間的に対応していると考えられるため、管理部門の活動に限り、期間進行基準を採用しております。

なお、当事業年度の経常利益、当期純利益及び行政サービス実施コストに与える影響は軽微であります。

⑵　減価償却の会計処理方法

①　有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりとなっております。

建物　　２～46年
車両運搬具　　６年
工具器具備品　２～15年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

②　無形固定資産

定額法を採用しております。なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

⑶　退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

①　一般勘定、共済勘定及び保険勘定

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。企業年金基金から支給される年金給付については、運営費交付金により企業年金基金への掛金および年金基金積立不足額に関して財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、独立行政法人会計基準第38に基づき計算された退職一時金等に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

②　年金担保貸付勘定、労災年金担保貸付勘定及び承継債権管理回収勘定

役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準を採用しております。

なお、過去勤務債務及び数理計算上の差異は発生年度において一括費用処理しております。

⑷　法令に基づく引当金等の計上根拠及び計上基準

退職手当給付費支払資金、心身障害者扶養保険責任準備金については、独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成15年厚生労働省令第148号。以下､「機構財会省令」という。)及び独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定の方法について（平成20年３月28日社援発第0328068号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき算出した額を計上しております。

⑸　貸倒引当金の計上基準

①　一般勘定及び承継債権管理回収勘定

貸付金債権の貸倒れによる損失に備えるため、次の方法により計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等にある債務者の債権については、債権ごとに債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減算した残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが経営難の状態にあり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者の債権については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額に対し債務者の支払能力を総合的に勘案したうえ貸倒引当金を計上しております。

なお、上記以外の債権については、合理的な方法により算出した予想損失率等に基づく額を計上しております。